



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年3月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

令和3年4月1日より総額価格表示の義務化

令和元年10月に消費税率は10%になりました。

消費税引き上げに伴い、レジの税率設定や値札等の価格表示を変更や、コストや手間がかかってしまう理由で、令和3年3月31日までの間は猶予期間として、表示価格が税込価格であることが誤認されない表示であれば、税抜価格のみの表示でも可能でした。

令和3年4月1日より、税込価格（総額価格）表示が義務化され、お店側は消費税を含む総額を、お客様に分かりやすく表示しなければなりません。

総額表示に該当する価格表示の例は、下記の通りです。

11,000円

11,000円（税込）

11,000円（税抜価格10,000円）

11,000円（うち消費税1,000円）

11,000円（税抜価格10,000円、消費税1,000円）

10,000円（税込11,000円）

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

店頭で値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象となりますので、早めの準備をお勧めいたします。

ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

（伊藤 記）

